

# タクシ事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業

資料 2

- タクシ事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業については、引き続き、経済産業省の事業に準じて対応する。
- 5月22日以降のLPGについては、他の燃料と同様、1リットルあたり一律4円補助。  
(重油・灯油・航空機燃料に係る措置が継続する間、補助を継続)

## 現行制度

令和7年1月16日～

補助率  
10/10

高補助率発動価格  
(17円超:106.7円)

補助率  
0/10

基準価格(89.7円)

## 新制度

令和7年5月22日～

1リットルあたり  
一律4円補助

【参考】当面の燃料価格支援策（燃料価格定額引下げ措置）について（経済産業省資源エネルギー庁 令和7年4月22日公表）

○当面、当分の間税率（以下、旧暫定税率という）の扱いについて結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも対応する観点から、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の価格引下げ措置を実施する。

○定額の引下げ幅については、すぐに使える基金を活用し速やかに実施することや、足元の物価高にも対応する観点を踏まえ、

- ・旧暫定税率が課されているガソリン・軽油については10円

- ・旧暫定税率が課されていない重油・灯油については5円、航空機燃料※については4円とする。

※ 航空機燃料については、従前、ガソリンの補助額の4割とされていたことを踏まえ、定額10円の4割相当の4円とする。

○これらの引き下げ措置を、1ヶ月程度の周知期間を経た上で、5月22日から実施する。

# タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業

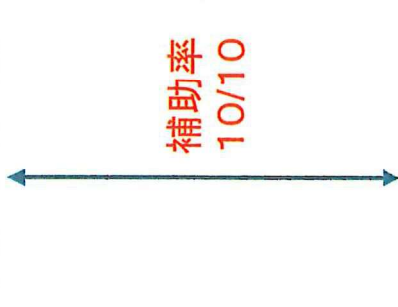
※以下はガソリンが190円/ℓのときの試算であり、仮の数字



令和7年6月26日～

令和7年6月26日～

令和7年6月26日～



仮にガソリンが190円/ℓ  
のとき

$$15円 \times 0.5 = 7.5円補助$$

仮にガソリンが190円/ℓ  
のとき

$$15円 \times 0.4 = 6円補助$$

高補助率発動価格  
(185円)



(常に175円に抑制)

仮に190円/ℓのとき  
→ 5円 + 10円補助  
= 175円に抑制

## 今後の対応＜令和7年6月19日公表＞

- ガソリン等については、いわゆる「ガソリンの暫定税率」について結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも対応する観点から、すぐに使える基金を活用し、定額の引下げ措置を実施。
- こうした中で、今般の中東情勢の混乱が長引きガソリンなど石油製品の価格の急激な上昇が継続する場合に備え、需要の拡大が見込まれる7月から8月において、4月から5月の支給実績等で生じた余剰の基金を活用して、ガソリン価格等の予防的な激変緩和措置を講じる。
- 具体的には、現在の基金を活用し、ガソリンについては、現在の10円の定額引下げ措置に加え、当該定額補助を講じても、全国平均小売価格が175円を超える見込みとなった場合には、その水準を大きく超えないよう、175円を超える部分について10/10の補助を行う。 軽油についてはガソリンと同額の補助を行う。
- 灯油・重油については、現行の定額引下げ措置の補助水準を踏まえ、ガソリンへの支給額の5割相当、航空機燃料については4割相当の補助を行う。
- 6/26（木）支給分から開始。

## (参考) 石破総理ぶらさがり会見 (2025年6月19日)

ガソリンにつきましては、リッター当たり10円等のガソリン価格の定額引下げを行っておるところです。

中東情勢の混乱が長引いて、石油製品価格の急激な上昇が継続する、そのような場合に備えて、需要の拡大が見込まれる7月から8月にかけて、4月から5月で生じた基金の余剰、これを活用して、国民生活に大きな影響を及ぼすことがないよう、予防的な激変緩和措置を来週の6月26日から開始をいたします。

特に、公共交通機関が少ない地方の負担、これに配慮しなければなりません。現在の定額引下げの措置に加えまして、小売価格がウクライナ危機前後の水準となっております最近の水準、具体的には、全国平均で175円程度の水準から上昇することがないように、これを目指す措置を講ずるものでございます。

軽油はガソリンと同じように同額、灯油・重油はガソリンへの支給額の5割相当、航空機燃料は4割相当の補助を行うものでありますが、詳しくは、経済産業省から御説明申し上げます。以上です。

# 当面の燃料価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）について

## <令和7年4月22日公表>

- 当面、当分の間税率（以下、旧暫定税率という）の扱いについて結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも対応する観点から、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の価格引下げ措置を実施する。
- 定額の引下げ幅については、すぐに使える基金を活用し速やかに実施することや、足元の物価高にも対応する観点を踏まえ、
  - 旧暫定税率が課されているガソリン・軽油については10円
  - 旧暫定税率が課されていない重油・灯油については5円、航空機燃料※については4円とする。

※ 航空機燃料については、従前、ガソリンの補助額の4割とされていたことを踏まえ、定額10円の4割相当の4円とする。

- これらの引き下げ措置を、1ヶ月程度の周知期間を経た上で、5月22日から実施する。
- なお、定額支援への移行時において、補助後の市場価格の変動が大きくなるおそれがある場合は、流通の混乱が生じないよう、1回あたりの変動幅を最大5円程度に抑えながら段階的に移行する。

